

札幌テニス協会会則の細則

令和5年2月12日改正

(事務所)

第1条 本協会の事務所を札幌市中央区南15条西4丁目、札幌市中島公園庭球場クラブハウスに置く。

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は会長が任免し、理事長が指揮監督する。

3 職員に関する規定(内規)は、別に定める。

(会員種別・会費)

第3条 会員の種別と年会費は、次のとおりとする。

種別	年会費	年間登録料 ※1	備考
札幌ローンテニスクラブ ※2	免除	1人 500円 高校生以下 300円	中島公園庭球場の 使用者
民営テニスクラブ及び 民営テニススクール ※3	1団体 18,000円	1人 500円 高校生以下 300円	テニスを事業とする 団体 中島公園庭球場の 使用不可
その他のテニス団体 ※4	1団体 15,000円	1人 500円 高校生以下 300円	中島公園庭球場の 使用不可
加盟登録団体 ※5	1団体 12,000円	1人 500円 高校生以下 300円	中島公園庭球場の 使用不可

※1 登録者は、公式大会に参加することができる。

※2 札幌ローンテニスクラブは、「加盟団体対抗親睦テニス大会」に参加を希望するチームを参加させることができる。ただし、参加者は全員札幌ローンテニスクラブの会員とする。

※3 民営テニスクラブ及び民営テニススクールは、「加盟団体対抗親睦テニス大会」に2チームを参加させることができる。

※4 その他のテニス団体は、テニスを事業とする団体以外の団体で、実業団テニス部、企業等のテニス部などとし、「加盟団体対抗親睦テニス大会」に2チームを参加させることができる。

※ 5 加盟登録団体は、「加盟団体対抗親睦テニス大会」に参加するために会員となる団体で、同大会に2チームを参加させることができる。

2 年度の途中で入会する団体は、入会時に当該年度分の会費を納入するものとする。

3 札幌ローンテニスクラブ会員のクラブ会費は、別に定める「札幌ローンテニスクラブ 会員種別年年会費及び使用方法（別紙）」のとおりとする。

（中島公園庭球場の運営方針）

第4条 本会は、次に掲げる方針にのっとり、中島公園庭球場を運営する。

(1) 中島公園庭球場に関わる社会状況に変化が生じた場合においても、市民及び札幌ローンテニスクラブの会員が、従来と同様に、プレーヤー間の親睦を図り、自由にテニスを継続できる環境を維持することが最も重要であるという認識のもとに、対応するものとする。

(2) 中島公園庭球場を使用する大会等の開催については、札幌ローンテニスクラブ会員の活動に配慮するものとする。

（専門委員会）

第5条 専門委員会は、会長、理事長等の役員と協力し、本会の運営にあたる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、前年度の選考委員会において選考し、会長が委嘱する。

3 選考委員会は、会長、理事長及び副理事長から構成される。

4 専門委員会の委員長は、委員の中から副委員長を指名し、会長が委嘱する。

5 専門委員会の構成は、委員長、副委員長及び委員を若干名とし、委員長には原則として常務理事があたる。

6 専門委員会は、理事長又は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

7 専門委員会には、委員のほか、会長、副会長、理事長及び副理事長も出席することができる。

8 専門委員の任期は2年とし、再任、重任を妨げない。

9 専門委員会は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

(2) トーナメント委員会

(3) 普及・指導委員会

(4) コート運営委員会

(5) 特別委員会（会長が必要と認めたときに設置）

10 各専門委員会の組織と役割は、別に定める。

11 専門委員会の規則、実施基準等の制定及び改定は、理事会の承認を得なければならない。

（表彰）

第6条 表彰の区分及び対象は、次のとおりとする。

(1) 功労賞 永年にわたり、本会の運営又は事業の遂行に功績のあった者

(2) 競技者賞 個人又は団体で、単年又は永年にわたり優秀な成績をあげた者

- (3) 特別賞 札幌市のテニスの振興に貢献した個人又は団体
2 表彰者の選考方法及び基準は、別に定める。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更は、理事会の決議を必要とする。

附則 この細則は、平成11年2月27日から施行する。

附則 この細則は、平成14年2月23日から施行する。

附則 この細則は、平成29年3月5日から施行する。

附則 この細則（令和5年2月12日改正）は、令和5年4月1日から施行する。